

議 第 33 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中23の項を削り、24の項を23の項とし、25の項から72の項までを1項ずつ繰り上げ、同表73の項中「熊本市子どもの死亡事案に関する詳細調査委員会」を「熊本市こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会」に改め、同項を同表72の項とし、同表中74の項を73の項とし、75の項から78の項までを1項ずつ繰り上げ、79の項を削り、80の項を78の項とし、81の項から88の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。
88	こども局指定管理者候補者選定委員会	こども局が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。
89	熊本市土地利用方針検討委員会	本市の土地利用の方針等について、必要な事項を審議する。
90	中央区役所指定管理者候補者選定委員会	中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。

別表5の表中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項を12の項

とし、15の項を13の項とし、同表に次のように加える。

14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <p>【略】</p> <p>2 上下水道事業管理者の附属機関</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。</p> <p>2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。</p> <p>(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの</p> <p>(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。</p> <p>別表</p> <p>1 市長の附属機関</p> <p>【略】</p> <p>2 上下水道事業管理者の附属機関</p>

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
	【削る】	
8	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。
9	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
10	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
	【削る】	
11	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
8	<u>市立高等学校等改革検討委員会</u>	<u>市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。</u>
9	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議する。
10	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
11	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
12	<u>市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会</u>	<u>市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。</u>
13	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議

		する。			する。
12	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。	14	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。
13	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。	15	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。		【新設】	
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。		【新設】	
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。		【新設】	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。